

## 大分海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第138条第1項の規定により、知事が大分海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の任命を行うに当たり、法第139条の規定により委員の推薦を受けた者及び募集に応じた者（以下「委員候補者」という。）の評価を行うため、大分海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 評価委員会は、委員候補者について評価を行い、その結果を知事に報告する。

### (組織)

第3条 評価委員は、次に掲げる者5人を知事が任命又は委嘱し、評価委員会を構成する。

- (1) 県農林水産部漁業管理課長
- (2) 県農林水産部水産振興課長
- (3) その他知事が必要と認める者 3人

2 評価委員の任期は、委嘱の日から4年間とし、再任を妨げない。

3 評価委員は、評価を行うに当たって知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする

### (会長)

第4条 評価委員会に会長を置き、県農林水産部漁業管理課長をもって充てる。

2 会長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、県農林水産部漁業管理課漁業調整班において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。